平成23年	6　月	昭和16年６月２日から昭和16年７月１日までに生まれた者	29,890	—
	7　月	昭和16年７月２日から昭和16年８月１日までに生まれた者	44,770	—
	8　月	昭和16年８月２日から昭和16年９月１日までに生まれた者	59,590	—
	9　月	昭和16年９月２日から昭和16年10月１日までに生まれた者	74,370	—
	10　月	昭和16年10月２日から昭和16年11月１日までに生まれた者	89,100	—
	11　月	昭和16年11月２日から昭和16年12月１日までに生まれた者	103,780	14,970
	12　月	昭和16年12月２日から昭和17年１月１日までに生まれた者	118,410	29,890
平成24年	1　月	昭和17年１月２日から昭和17年２月１日までに生まれた者	132,990	44,770
	2　月	昭和17年２月２日から昭和17年３月１日までに生まれた者	147,530	59,590
	3　月	昭和17年３月２日から昭和17年４月１日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十七（第七条第三項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年４月から平成24年３月までの各月
前　納　額	14,970円

別表第三十八（第八条第一項関係）〔１年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年４月
前　納　額	4,700円

別表第三十九（第八条第一項関係）〔６月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年４月及び平成23年10月
前　納　額	2,370円

別表第四十（第八条第二項関係）〔平成24年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
平成23年	5　月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9　月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成24年	1　月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十一（第八条第二項関係）〔平成24年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
平成23年	5　月	昭和21年５月２日から昭和21年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和21年６月２日から昭和21年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和21年７月２日から昭和21年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和21年８月２日から昭和21年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9　月	昭和21年９月２日から昭和21年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和21年10月２日から昭和21年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和21年11月２日から昭和21年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和21年12月２日から昭和22年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成24年	1　月	昭和22年１月２日から昭和22年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和22年２月２日から昭和22年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和22年３月２日から昭和22年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十二（第八条第二項関係）〔平成24年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月	前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
5　月	円 400	円 —